

(仮称)調布市公共施設見直し方針(素案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成30年12月21日(金)～平成31年1月21日(月)
- (2) 周知方法 平成30年12月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 行財政改革課(市役所5階), 公文書資料室(市役所4階), 神代出張所, 文化会館たづくり11階みんなの広場, 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 各図書館・公民館・地域福祉センター(染地・菊野台除く), 教育会館(1階)
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所行財政改革課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 37件(27人, 2団体)

<提出意見の内訳>

第1章 「公共施設見直しの基本的な考え方」に対する意見	6件
第2章 「公共施設見直しの手法」に対する意見	0件
第3章 「建築物の長寿命化に関する考え方」に対する意見	1件
第4章 「公共施設の適正配置に関する考え方」に対する意見	4件
第5章 「まちづくりと連動した土地利用の見直し検討の考え方」に対する意見	0件
第6章 「施設分類ごとの見直しの方向性(検討の視点)」に対する意見	24件
第7章 「公共施設の集約・複合化・官民連携のモデル事業の検討イメージ」に対する意見	2件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
1	1章	市民参加	はじめに：パブリックコメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。 意見： ●利用者である市民に早い段階から計画をしめし、市民参加で行うこと。	計画の早い段階からの市民参加に関する御意見につきましては、御意見を参考とさせていただきます。第1章第1節（3）「（仮称）公共施設マネジメント計画策定に向けた取組」の中で、「（仮称）公共施設マネジメント計画の策定過程においては、引き続き、イベントなどに参加しての情報提供やアンケート調査のほか、説明会の開催や利用者懇談会への参加など、適時適切な情報提供と意見聴取に努めます。」と記述を追加しました。	○
2	1章	市民参加	③パブリックコメントとして、市報に掲載し周知については、疑問である。今回、未来会議のように話し合う場を設け意見交換がされたようだが、具体的な取り組みについて、地域ごとの説明会や懇談会を要望する。 また、他市のように、専門家が参加する委員会の設置を要望する	公共施設マネジメントの具体的な取組についての市民参加に関する御意見につきましては、御意見を参考とさせていただきます。第1章第1節（3）「（仮称）公共施設マネジメント計画策定に向けた取組」の中で、「（仮称）公共施設マネジメント計画の策定過程においては、引き続き、イベントなどに参加しての情報提供やアンケート調査のほか、説明会の開催や利用者懇談会への参加など、適時適切な情報提供と意見聴取に努めます。」と記述を追加しました。 なお、今後の取組においては、専門家が参加する委員会も含め、引き続き、他市における取組事例も参考としてまいります。	○
3	1章	民間活力の活用 市民参加 など	○建物の管理運営に関しては、民間の導入は良いと思いますが、事業に関しては、民間活力はなじまないと思います。 ・社会教育機能を持つ、相談機能をもつ施設、図書館、公民館、郷土資料の事業は、専門性があるので、専門性のある職員が必要です。ただ本を貸し出す、部屋を貸し出すだけではない、そこに住む住人、地域情報を把握しているのは行政である。地域の核でもある施設ですので、民間導入は望ましくない。事業運営まで民間に任せないで行政が関与してほしい。 ○民間の活用、導入 事業等民間委託した場合、その事業が適正化であるかを見極める力が行政に必要だと思います。 （職員の力量が必要です、研修等に力をいれてください 民間は営利を求めます。市民に対して、使用料等の受益負担が増え、利用出来なくなったりする市民ができたりすることは、行政にとってどうなのか、行政の責務を考えてほしい。なんでも民間にしないでほしい。 ○建物をつくる、考えるときにはそこを 実際利用している市民の意見を聞いて、 行政だけで進めないでほしい。経費だけで考えないで、後で手直ししないように。市民も使いやすい施設を望んでいます。相談してください。 ○敷地面積を減らすととなっているが、減らす際ロビーとか市民の交流できるスペースの確保を望む、 市民同士が、交流できる場、空間を確保してほしい。 ○保育園、児童館の民営化をうたっているが、それにともなう複合化施設の解消にともなう計画に関して、保育園、児童館の移転に関して、残った施設（機能）が地域になくならないようにしてほしい。その土地を売ったりもしないで、新しくその場に 残った施設、機能を立てなおして ほしい、 （案、同じ民間へ委託、保育園と老人施設との複合施設）	市では、平成28年度に策定した「調布市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）において、公共施設マネジメントにおける基本方針の一つに民間活力の活用を掲げております。民間活力等の活用の考え方として、行政と民間事業者等との役割分担のもと、行政サービスが適切に提供されることに留意しつつ、費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間でできることは民間に委ねるという考えのもと、民間活力等の活用を検討し、取組を進めていくこととしています。 民間活力等の活用にあたっては、施設におけるサービスの提供状況などを踏まえながら総合的に検討していきます。 施設整備の際の市民参加の御意見につきましては、御意見を参考とさせていただきます。第1章第1節（3）「（仮称）公共施設マネジメント計画策定に向けた取組」の中で、「（仮称）公共施設マネジメント計画の策定過程においては、引き続き、イベントなどに参加しての情報提供やアンケート調査のほか、説明会の開催や利用者懇談会への参加など、適時適切な情報提供と意見聴取に努めます。」と記述を追加しました。 市民同士が交流できる場など交流機能については、施設の実情などに配慮したうえで、施設整備の際に多角的に検討します。 施設の移転等により、それまでの行政目的を消失した土地・建物については、これまでと同様に、行政での活用のほか、持続可能な市政経営に資する財源確保の観点から、民間等への貸付、売却が考えられます。そのため、その土地・建物の周辺の公共施設の状況や市の財政状況などを総合的に勘案したうえで、多角的に検討します。	○

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
4	1章	民間活力の活用	勝手に駐輪場中止にしたり、アンケートは3000でいいという根拠を市民に示すべきだ 市報ちょうふも私物化をしている すべて税金のなだ 市民の血税だ 計画をじっくりつくり市民のために実行すべきだ 市から切りはなして民営化を進めるべきだ 市民の命にかかわる水道事業を市は手を引いた この先どれだけ市民生活におよぼすか なぜ考えない 料金は5倍以上上がる いじ費・積立金とか何かと値上げをする 市民は大迷惑だ 市民生活、命を守るべき市が事業でやるべきだ 図書館、プール、グラウンド、体育館等すべて民営にすべきだ	調布駅南地下駐輪場の整備については、調布駅周辺のひっ迫した駐輪需要を満たすため、駅前広場の整備に支障がなく、樹木の保全と駐輪場の両立を目指しましたが、その両立が困難であることが確認されたことから、調布駅前広場整備をこれ以上遅らせないため計画を見直すこととしたものです。今後、借地駐輪場の公有化や新たな代替候補地の選定等、駅周辺での恒久的な施設の確保に努めていきます。また、平成26年度に実施した駐輪場整備に関するアンケートでは、無作為抽出市民に加え、調布駅周辺駐車場利用者や近隣住民など、より広範に意見を伺いました。 民間活力等の活用につきましては、総合管理計画において、公共施設マネジメントにおける基本方針の一つに掲げております。民間活力等の活用の考え方として、行政と民間事業者等との役割分担のもと、行政サービスが適切に提供されることに留意しつつ、費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間でできることは民間に委ねるといった考え方のもと、民間活力等の活用を検討し、取組を進めていくこととしています。 民間活力等の活用にあたっては、施設におけるサービスの提供状況などを踏まえながら総合的に検討していきます。	—
5	1章	取組優先度	出生率低下は国や地域の最も重大な問題。子供、若年層に向けた施設の改善、拡充を最優先にすべき。限られた予算にメリハリをつけるべき。 <優先>保育所整備、保育士の処遇改善 小学校の建て替え、校庭芝生化推進 小学校通学路の通学時間全面車両通行止（バイクなどが特に危ない） <削減>老人福祉施設の統合 高齢者施設 老人憩の家、総合福祉センターの整理 <廃止>地域福祉センター、せんがわ劇場を民間へ委託	施設分類ごとに「防災上の位置付け」、「市民生活への影響」、「基本計画上の位置付け・関連等」、「緊急性・適時性」、「市民の意識」の検討項目を踏まえて、総合的に施設分類ごとの公共施設マネジメントの取組時期を検討することとしています。 また、機能見直しの視点に基づく整理や取組時期の検討を踏まえて、2020（平成32）年度に策定予定の（仮称）公共施設マネジメント計画における26年間の計画期間での取組について検討することとしています。それらを踏まえた計画期間における取組検討に基づき、Ⅰ期からⅢ期までの期ごとに、「①当面維持」、「②改善」、「③移転」、「④縮小」、「⑤廃止」、「⑥継続して検討」のうちいずれか、もしくは複数を経験する見直しの方向性・検討の視点として検討することとしています。 【参考】（仮称）公共施設マネジメント計画における年度区分 Ⅰ期：10年【2021（平成33）年度～2030（平成42）年度】 Ⅱ期：8年【2031（平成43）年度～2038（平成50）年度】 Ⅲ期：8年【2039（平成51）年度～2046（平成58）年度】	—
6	1章	多機能化	・働き方改革で民間企業のテレワークが拡大しているため、市の施設でテレワークの環境を整備する。	施設整備を伴わないICT（情報通信技術）等を活用した新たな機能を既存施設に追加する多機能化についても、公共施設見直しの手法の一つとして、検討することとしています。 施設整備の際には、いただいた御意見の視点も参考に検討いたします。	—
7	3章	長寿命化	この先人口は減少するのでコンクリートの施設は極力造らず、既存のものを修復して自然と共存し、趣深いわが故郷にしてほしいです。 できればあまり使われていない歩行橋は危険ですし、景観もこわすので取りはずしてもらいたい。	総合管理計画の基本方針では、「市民サービス＝施設」の考え方から脱却し、市民サービス提供のための機能を維持しながら、最適化に向けた適正な配置と総量の抑制に必要な方策を検討し、取り組むこととしています。 将来的な生産年齢人口の減少や、超高齢社会の進行に伴う税収の減少や社会保障関係費の増大などによる財政の硬直化が危惧される中で、今後、老朽化した公共施設が一斉に改修・更新時期を迎えることとなります。そのため、公共施設の長寿命化による改修・更新費の縮減・平準化に取り組む必要があると考えています。 公共施設の長寿命化については、①劣化度調査や耐久性調査を踏まえた劣化状況、②改築（更新）と長寿命化改修との定量・定性両面からの検討及び③地域のまちづくりとの連動性など、個別の施設ごとの実情を勘案しつつ、最長かつ適切な目標使用年数の設定（概ね80年程度）を行っていくことを基本的な考え方としています。 なお、市で管理している品川通りの歩道橋2橋につきましては、平成31年度に撤去工事を実施する予定としています。	—

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
8	4章	公共施設の適正配置	私の住む調布市北部地区は公共施設がほとんどありません。不便で大変困っています。 最近行った調布市北部地区を考えるまちづくり意見交流会のアンケートの結果では、市の総合窓口、集会所、会議室、図書館などの公共施設を希望する意見が多数寄せられました。 幸い、1000坪以上ある市所有の深大寺市営住宅があります。この土地に文化会館を作れば、北部地区の住民が勉強や学習もできます。頭も使いますので、医療費も安くなります。 防災センターも合わせ作れば本庁で何かあっても代替することができます。 是非、ご検討お願い致します。	総合管理計画の基本方針では、「市民サービス＝施設」の考え方から脱却し、市民サービス提供のための機能を維持しながら、最適化に向けた適正な配置と総量の抑制に必要な方策を検討し、取り組むこととしています。あわせて、基本方針に連なる実施方針では、市民サービスの整理を行い、提供するサービスの利用者が概ね市内全域に及び全市対応（広域対応）の市民サービスと、利用者が主に当該地域に限られる地域対応のサービスに区分したうえで、地域対応の市民サービスについて、その提供に適切な地域区分の検討、整理を行うこととしています。 公共施設の適正配置に関する考え方としては、基本計画における地域区分や福祉3計画における福祉圏域の考え方などを踏まえた、サービスを提供するうえで適切な地域区分の検討、整理と併せて、各地域における崖線・河川などの地理的状況や施設へのアクセスなど、地域の様々な実情も踏まえた多角的な検討を行うことを基本としています。 こうした公共施設の適正配置に関する考え方を踏まえ、今後の（仮称）公共施設マネジメント計画の策定過程において、公共施設の老朽化対応や地域のまちづくりとの連動などに伴い、公共施設（主に全市対応施設や小中学校施設）の増改築などを検討する際には、長期的な視点による周辺地域の施設機能の集約・複合化などの具体的な方策を検討し推進していくことで、個別施設の適正配置に向けて取り組むこととしています。	—
9	4章	公共施設の適正配置	深大寺東町に住居を構えている私は公共施設が近くになく不便である事に困っています。 昨年（H30年）11月に実施した北部地区まちづくりのアンケート結果では50%近くの方が市の総合窓口が必要であるとの回答が一番多くありました。その施設の中に市の総合窓口をはじめ、集会所、会議室、図書館、高齢者や子そだでの集う場所も必要であります。 用地としては深大寺東町に1000坪以上の市営住宅があり、この土地を有効活用することにより実現できると思っています。 そして消防署、交番、郵便局も作る事により、住みやすく、コミュニケーションのとれた活力のある地域になると思います。 ご検討の程よろしく申し上げます。	No8の御意見に対する市の考え方と同様です。	—
10	4章	公共施設の適正配置	調布市基本計画への意見同様、 利便性の向上をお願い致します。明らかに他域と比べて行政、公共施設が少なく、不便と不平等を感じます。	No8の御意見に対する市の考え方と同様です。	—
11	4章	公共施設の適正配置	③（NO36の御意見）①と関連して。 施設を未永くその場に設置するものと、地域に対して公平になるよう全市を定期的に移動させるもの・地域内で移動させるものに分類するべきと思います。 「未永く」は小学校 1.「全市を定期的に移動」は役所・スポーツセンター・郷土資料館など 「地域内で移動」は中学校・図書館・地域センターなど 順次移動させる為に休耕地のような未利用地を確保する。循環させることで、市民として利用制限されることもなく、財政負担も順次になる	No8の御意見に対する市の考え方と同様です。	—

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
12	6章	グリーンホール 市役所	布田、国領駅前はずでに整いつつあります（西調布も）。 調布駅前について、各地域で商業施設を大きくつくり、その中に音楽ホール等入れるのが流行しています。調布は細長く駅が8駅もあります。府中駅前のように高層ビルが並ぶ町にはしたくありません。 グリーンホール、市役所はそのままの型で単独で建ててほしい。	グリーンホールについては、既に築40年以上が経過し、施設・設備の経年劣化やバリアフリーへの対応などが課題となっています。これらの課題に加えて、グリーンホールに関しては、隣接する調布駅前広場の整備などの都市基盤整備との整合を図る必要があります。さらには、現在の建物に関する法令上の規制や事業の継続性確保に関する課題も考慮する必要があります。 グリーンホールの整備に当たっては、財源確保による市財政負担の抑制を図る必要があることから、隣接する総合福祉センターの敷地も含めた現敷地の最大限の活用と併せて、官民連携手法の活用を視野に入れた検討を行う必要があります。 これらのことを踏まえつつ、引き続き、グリーンホールの今後の在り方検討や施設の整備に関しては、多角的な検討に取り組む中で、方向性や施設整備に関する考え方を整理することとしています。 市役所庁舎については、喫緊の課題である耐震性の確保に向け、平成30年度から免震改修工事を実施しており、免震改修後は30年程度の使用を想定しています。そのため、今後30年程度の使用を前提とした計画的な維持保全について、検討・推進することとしています。	—
13	6章	神代出張所	現在の神代出張所を駅南口の駐輪場用地内に移転出来れば好都合と思う。（甲州街道沿いより品川通りが車の量も減少する）	神代出張所の代替機能の確保については、つつじヶ丘駅南口を視野に、地域の皆様の利便性の向上が図られるよう、都市基盤整備と合わせた総合的な観点から検討を進めています。 今後、つつじヶ丘駅南口の都市基盤整備を着実に推進していく中で、神代出張所の代替機能の確保に向けた取組を進めていきます。	—
14	6章	庁用駐車場	南口自転車P予定地の所を小規模公園にして、 京王相模線に作る予定地公園を中止して市の車の駐車場にして 現在いろいろなPに行くためのむだな時間がなくなる	庁用駐車場については、御意見にありました庁用駐車場への移動時間の短縮といった視点にも留意しつつ、駐車スペースの確保を検討してまいります。	—

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
15	6章	保育園	<p>保育園について意見を述べます。 保育園民営化は反対です。保育の中味を大事にするのであれば保育者を増やすこと。 保育者を専門職ととらえ、親も安心して子どもをあずけ、仕事が出来ます。大事なのは保育者の待遇です。 安心して子どもを預け安心して働くことができる保育園にして下さい。 保育者が長く働き楽しい職場にするためにも待遇を考えて下さい。</p>	<p>近年の働き方改革等により、保護者の雇用・勤務形態は変化し、短時間勤務制度の増加や休日勤務などにより、保育園の利用ニーズは多様化しています。 こうしたことから、市では、延長保育、一時保育、休日保育などを実施し、保育園の受け入れ体制を拡充しているところですが、今後も更なる保育ニーズの多様化が見込まれます。 また、今後は、多様化する保育ニーズへの対応はもとより、在宅で子育てをしている家庭への支援についても取組を進めていく必要があります。さらには、被虐待や障害等、特別な配慮が必要な子どもへの支援についても、引き続き実施する必要があります。 これらに対応するため、全ての保育資源が連携して、調布の子どもたちのために、保育の質を確保しつつ「良質で持続可能な保育サービス」を提供していくことが重要です。 また、市では、近年、待機児童対策に重点的に取組んできた結果、保育園経費が大幅に増加しています。更に今後も増え続ける保育ニーズに対応していくためには、それ相応の財源を担保して考えていかなくてはなりません。今後の市全体の財政フレームにおいて、税収の大幅な増加が見込めない状況であることから、今後も「良質で持続可能な保育サービス」を提供していくためには、財源確保が必要となっています。 こうした保育園を取り巻く現状や課題に対応するため、調布の子ども達の未来のために、「良質で持続可能な保育サービス」を提供していくことを目的として、民間活力活用の取組を推進していくこととしています。 現在、導入を検討している「公私連携型保育所制度」とは、市と「協定」を締結した法人（株式会社等を含む）が、公私連携法人として指定を受け、運営する保育所を公私連携型保育所とするもので、「協定」を締結することで一定の市の関与を残しつつ、民設民営園として運営する手法です。 市では、公設公営園については、公私連携型保育所制度を活用して市の関与を継続するとともに、市の保育園職員を派遣することが可能で、安定的な運営維持のため市の関与が行える「監理団体等」を公私連携法人として指定する「監理団体等活用方式（調布方式）」を採用することとし、市における監理団体等のうち、子育て支援事業の運営実績のある監理団体等を活用し、保育サービスの拡充や保育の質の維持・向上を目指していくことを考えています。また、職員が安心して働けるよう、労働条件等について、引き続き協議します。 なお、公私連携型保育所への移行の効果として、子どもへの影響については、公私連携型保育所へ移行した場合も、施設や職員に変更が無いため、保育環境は変わらず、在園する子どもへの影響は極力抑えることができるものと考えています。 運営については、公設公営園及び公設民営園から民設民営園になることで、市から支出する運営費を一定のルールに則り、柔軟に運用することができることから、例えば、公設公営園及び公設民営園は、施設修繕等への対応に一定の時間を要する場合がありますが、民設民営園の場合は、運営費全体の中でより柔軟・迅速に対応することができます。 また、財源確保の観点からは、公設公営園及び公設民営園の運営費には、国や東京都からの補助制度がないため、全額を市が負担していますが、民設民営園については、運営費の一部を国及び東京都が負担する制度になっており、市の負担は軽減される仕組みとなっています。この負担軽減額を新たな財源として、増加している保育園運営経費への充当や市全体の新たな保育ニーズへの対応が可能となると考えています。</p>	—

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
16	6章	保育園	<p>意見「(仮称)調布市公共施設見直し方針(素案)」35ページの保育園についての見直しの方向性について意見をのべさせていただきます。</p> <p>保育園については、公立保育園から民設民営保育園への移行の方向性が示されています。保育園の増設による待機児童解消と合わせ、保育の質の向上は、親はもとより祖父母にとっても重大で、市民多数からの強い要求となっております。</p> <p>また、同じく35ページの「市民ニーズの傾向」でも2030年までは増加傾向で、その後も同程度で推移するとされています。このような市民ニーズの高い施設は一層充実・拡充すべきであるのに、事実上公立保育園を廃止することになります。</p> <p>民営化に対しては多くの保護者が不安を感じています。それは、現在でも民間立保育園の設備や保育士の待遇等について、市として十分な指導監督が行き届いているのか不安です。</p> <p>民間立保育園の労働条件を公立保育園なみに引き上げて欲しいのに、逆行することになります。働く人の労働条件が悪ければ結局のところ良い人材が集まらず、安心して子どもを預けられなくなります。未来を担う子供たちの健やかな成長は何よりも大切です。子供が豊かに・健やかに育つ調布市に住んで良かったと思えるように、保育園の民営化の方向は撤回してください。なお、1970年代に公立保育園の建設を要望し運動をして来た私も、大事な財産を一番に廃止につながる方向に進めることは許せません。</p>	No15の御意見に対する市の考え方と同様です。	—
17	6章	保育園	<p>日頃から調布市と調布市民のためにご尽力いただき、ありがとうございます。さて、このたび公表された「調布市公共施設見直し方針(素案)」の公立保育園に対する民間活力活用(民営化)に対し、意見を申し述べます。</p> <p>目黒区の調査によると、保育士の平均勤続年数は、公立で20~30年、民間で10~20年、企業立では2~5年という結果が出ています。実際私の孫が通っていた多摩地域の株式会社経営の小規模保育園では、園長を含めた職員のうち、1年たったとき残っていた人はたった1人でした。子どもがようやくなついた保育士が突然いなくなってしまうのです。これでは子どもたちの発達を保証することはおろか、生命すら危険にさらされるのではないのでしょうか？</p> <p>経費を削減、または民間の力を活用するのなら、ほかのところでは可能です。長友市長が突き進み、とうとう断念された調布駅前の駐輪場など、民間でも十分できることです。</p> <p>将来の日本、東京、調布市を担うべき子どもたちへの予算を削減することなく、子育て世代の人たちに住みたいまちと思ってもらえる調布市にすることこそが、調布市を発展させる方法だと考えます。</p> <p>今回の見直し法案(素案)から、公立保育園への民間活力活用(民営化)の項目を削除することを求めます。</p>	No15の御意見に対する市の考え方と同様です。	—

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
18	6章	保育園	<p>「方針(素案)」35ページにある保育園についての見直しの方向性について意見を述べます。</p> <p>他の公共施設については、おおむね当面維持する方向性がとられていますが、保育園についてはのみ、公立保育園から民設民営園への移行の方向性が示されています。</p> <p>保育園の増設による待機児解消および保育の質の向上は、市民多数からの強い要求となっており、同ページで示されている「市民ニーズの傾向」でも2030年までは増加傾向、その後も同程度で維持するとされています。</p> <p>このような市民ニーズが高い施設こそ一層充実拡充すべきであるのに、これだけが突出して民営化の方向が打ち出されていることは、どうしても納得ができません。</p> <p>「仮に民設民営となっても市が関与することは法的にも確定しているとはいえ、現在の民間立認可保育園の施設整備や職員定員、保育士の待遇等について、市として十分な指導監督がはたして行き届いているのか、多くの保護者が不安を抱いています。</p> <p>そんな状況のなかで、公立保育園の民営化が進められるならば、調布市の保育の質が低下することは避けられません。</p> <p>目黒区の例ですが、同区も2019年度には民間立が半数を超えることになりそうなので、同区の公立保育園各園の保育士の平均勤続年数が20~30年、社会福祉法人立の場合は10~20年であるのに対し、民間立の場合は2~5年だということ。こんな状態になったら、安心して子どもを預けられるでしょうか。</p>	No15の御意見に対する市の考え方と同様です。	—

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
19	6章	保育園	<p>私は、社会福祉法人の私立認可保育園で働いています。その立場から、市立保育園の民営化に反対です。</p> <p>素案では、市立保育園の保育機能は行政が主体となる必要性が中程度とされていますが、これは違います。子どもを安心して預け、健全な発達を保証できる保育を提供するためには市立保育園が不可欠です。保育の質の維持・向上のためにはむしろ市立保育園を増やすことこそ必要と言えます。</p> <p>市立保育園が必要な理由の第1は、保育の質の維持です。市立保育園で多くの保育実践を蓄積することでこそ、基準となる標準的な保育の質を示すことができます。民間の保育所には社会福祉法人立や企業立などがありますが、保育方針も様々です。宗教に基づく保育を取り入れたり、英語などの早期教育を取り入れたり、わらべうたを取り入れたり特定の保育メソッドに基づいていたり保育内容も様々です。食事に対する内容などもそれぞれの考え方に基いています。</p> <p>民間の保育所は多様な保育を展開してよいと思いますが、保育内容として基準となる保育を示さなければ調布市の保育の質を維持することは不可能です。食事量や午睡時の睡眠チェック、昨年夏のような猛暑時の対応など、実際に保育の現場で働く保育士が実践を積み重ねることで適切な対応が示せるものです。発達障害の子ども増加や子どもの変化、子どもの貧困などをとらえその時代に合わせた保育の質の向上も、市の職員である保育士がたくさん存在することでこそ図ることができます。市は保育士の豊富な実践経験を持つからこそ、民間保育施設に指導監督もできるのであり、市立保育園がなくなれば保育の質を議論しても空論となるのは明らかです。</p> <p>第2の理由は人材の確保です。保育士の所得の低さは社会問題となっており、保育士不足が決定的です。保育士が確保できず民間の認可保育園が突然閉園になる例はたくさんあります。公務員として保育士を確保することは安定的な保育提供に不可欠です。保育で一番お金がかかるのは人件費です。利益を生み出さなければ成り立たない企業はどはこの人件費を削っているからこそ成り立っているし、反面で保育士離れを悪化させます。公務員として所得を保証された保育士を減らすことは現在の私立保育園の保育士の処遇悪化も懸念されます。特に保育士不足が問題となっているこの時期に公立保育園をなくしていくことは避けるべきです。</p> <p>なお、隣の世田谷区は、私立保育園についても保育士・看護師に対する独自の処遇改善費（月額15000円）や家賃補助制度などで保育士の人材確保の努力をしています。</p>	No15の御意見に対する市の考え方と同様です。	—

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
20	6章	保育園	<p>「方針（素案）」35ページにある保育園についての見直しの方向性について意見を述べます。</p> <p>他の公共施設については、おおむね当面維持する方向性がとられています。保育園についてはのみ、公立保育園から民設民営園への移行の方向性が示されています。保育園の増設による待機児解消および保育の質の向上は、市民多数からの強い要求となっており、同ページで示されている「市民ニーズの傾向」でも2030年までは増加傾向、その後も同程度で推移するとされています。このような市民のニーズが高い施設こそ一層充実拡充すべきであるのに、これだけが突出して民営化の方向が打ち出されていることは、どうしても納得ができません。</p> <p>仮に民設民営となっても市が関与することは法的にも確定しているとはいえ、現在の民間立認可保育園の施設整備や職員定員、保育士の待遇等について、市としての十分な指導監督がはたして行き届いているのか、多くの保護者が不安をいただいています。そんな状況のなかで、公立保育園の民営化が進められるならば、調布市の保育の質が低下することは避けられません。</p> <p>目黒区の例ですが、同区も2019年度には民間立が半数を超えることになるそうですが、同区の公立保育園各園の保育士の平均勤続年数が20～30年、社会福祉法人立の場合は10～20年であるのに対し、民間立の場合は2～5年だということです。こんな状態になったら、安心して子どもを預けられるでしょうか。</p> <p>未来を担う子どもたちの健やかな成長は何よりも大事なことです。子どもが健やかに豊かに育つ調布市であり続けるために、保育園民営化の方向はぜひとも撤回してください。</p>	No15の御意見に対する市の考え方と同様です。	—
21	6章	たづくり	<p>公共施設について（少し主旨が違いましたが）公共施設についてですが、調布市はたづくり文化会館という公共施設があり、サークル活動など色々なイベントや勉強会を行っているのを市報などで読んで知っています。</p> <p>5、6Fに図書館がありますが、1F、2Fに変えることは難しいでしょうか？</p>	施設の構造上、中央図書館を1階、2階に移動することは困難であると考えています。中央図書館に限らず、施設の利便性の確保といった視点については、施設整備の際の参考とさせていただきます。	—
22	6章	グリーンホール	(2)グリーンホールはシート等そろそろ改修のタイミングか。	<p>グリーンホールについては、既に築40年以上が経過し、施設・設備の経年劣化やバリアフリーへの対応などが課題となっています。これらの課題に加えて、グリーンホールに関しては、隣接する調布駅前広場の整備などの都市基盤整備との整合を図る必要があります。さらには、現在の建物に関する法令上の規制や事業の継続性確保に関する課題も考慮する必要があります。</p> <p>グリーンホールの整備に当たっては、財源確保による市財政負担の抑制を図る必要があることから、隣接する総合福祉センターの敷地も含めた現敷地の最大限の活用と併せて、官民連携手法の活用を視野に入れた検討を行う必要があります。</p> <p>これらのことを踏まえつつ、引き続き、グリーンホールの今後の在り方検討や施設の整備に関しては、多角的な検討に取り組む中で、方向性や施設整備に関する考え方を整理することとしています。</p>	—

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
23	6章	グリーンホール	<p>第3編分野別計画 157、158ページ 施策19芸術・文化の振興 現状と課題 施策の方向には、市民が芸術・文化を日常的に身近なものとして楽しみ、また、自らいきいきと芸術・文化活動を行えるような環境を整備する。とあります。 また、グリーンホールについては、調布市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、都市基盤整備の進捗や公共施設の在り方検討を踏まえ、民間活力の活用を視野に多角的な検討に取り組み、今後の方向性や施設整備に関する考え方を整理する必要がある。とあります。 どちらの方針に対しても街づくり協議会として課題の認識に賛同いたします。 芸術・文化を日常的に感じるために、多くの方々が利用する調布駅の直近に文化会館づくり、グリーンホールがある立地については、市民が日常的に芸術・文化を感じられるためには他に代えがたいものがあります。さらに「施設の竣工から一定の年数が経過しており、適切な維持補修を行う必要がある」とありますが、いずれ移転建て替えの検討を行う場合の候補地については、文化ホールという特殊性から郊外での立地ではなく、駅周辺の徒歩圏での建て替えが適切だと考えます。 調布駅南口中央地区の街づくり協議会においては、市街地再開発事業を視野に入れた街づくりの中で、将来どのような街をめざすべきか深く議論検討をしております。ぜひ、当地区の街づくりと連携した文化・芸術の拠点づくりの位置づけの可能性もご配慮いただけると幸いです。</p>	No22の御意見に対する市の考え方と同様です。	—
24	6章	グリーンホール	<p>グリーンホールを10年以内に建替えを見据え考え方を整理するとありますが、現在、駅前広場整備に伴い、屋外階段が使用できないなどの法的に不適合な状態が続いていると思われます。 また、施設そのものも老朽化が進んでおり、耐震化ではなく、早期の建替え検討が必要と思われます。 ただ、移転建て替えの候補地については、文化ホールという特殊性から郊外での立地ではなく、駅周辺の徒歩圏での建て替えが適切だと考えます。 現在、調布駅南口中央地区において市街地再開発事業を視野に入れた街づくりの構想が検討されていますので、本街づくりと併せた文化ホールの整備を行うことで、効率的な建て替えが図られるものと思慮いたします。</p>	No22の御意見に対する市の考え方と同様です。	—

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
25	6章	グリーンホール 総合福祉センター	<p>調布市公共施設等総合管理計画（概要版）について 【公共施設マネジメントにおける基本方針】基本方針2適切な維持管理・運営の推進 長寿命化を図る建物については、機能向上に資する大規模改修（スケルトン改修）を選択肢として検討のうえ、必要に応じて取り組んでいきます。</p> <p>上記によれば、グリーンホール、総合福祉センターの長寿命化のため、旧耐震・バリアフリー難というだけで、建替を行うことをせず、施設の改修を行い高寿命化を図って欲しい。 東京都清瀬市の「清瀬けやきホール」では、青木茂建築工房による「リファイニング建築」により躯体を残して改築工事を行った実績があり、是非参考にして頂きたい。</p> <p>以下、【調布市基本計画（素案）】では建替が決定事項であるかのような記載があるが、</p> <p>調布市公共施設等総合管理計画（概要版）「機能向上に資する大規模改修（スケルトン改修）を選択肢として検討」と不整合であり、グリーンホール、総合福祉センター建替には反対する。他の公共建築物の老朽化対策費用も十分にすべきである。</p> <p>「調布市基本計画（素案）」 第4編計画を推進するために（行革プラン2019） プラン39グリーンホール及び総合福祉センターの在り方検討、整備の推進（P257） ◆グリーンホールの今後10年以内を目途とする建替えを見据えた施設整備に関する考え方の整理、 また、それらに基づく取組の検討、実施 ◆総合福祉センターの移転・更新を見据えた今後の方向性及び施設整備に関する考え方の整理、 また、それらに基づく取組の検討、実施</p>	<p>市では、総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設マネジメントの取組を推進していくこととしています。総合管理計画では、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減の観点や施設の状態を踏まえて、長寿命化を行うこととしており、機能向上に資する大規模改修（スケルトン改修）についても選択肢として検討し、必要に応じて取り組むこととしています。</p> <p>グリーンホールについては、既に築40年以上が経過し、施設・設備の経年劣化やバリアフリーへの対応などが課題となっており、総合福祉センターについても築30年以上が経過し、施設・設備の経年劣化への対応などが課題となっています。これらの課題に加えて、グリーンホール及び総合福祉センターに関しては、総合管理計画における上記の視点のほかに、隣接する調布駅前広場の整備などの都市基盤整備との整合を図る必要があります。さらには、現在の建物に関する法令上の規制や事業の継続性確保に関する課題も考慮する必要があります。</p> <p>そのため、グリーンホールの整備に当たっては、財源確保による市財政負担の抑制を図る必要があることから、隣接する総合福祉センターの敷地も含めた現敷地の最大限の活用と併せて、官民連携手法の活用を視野に入れた検討を行う必要があります。また、総合福祉センターについては、事業の継続性を確保することが重要であることから、移転・更新について検討を行う必要があります。</p> <p>これらのことを踏まえつつ、引き続き、グリーンホール及び総合福祉センターの今後の在り方検討や施設の整備に関しては、多角的な検討に取り組む中で、方向性や施設整備に関する考え方を整理することとしています。</p>	—
26	6章	せんがわ劇場	<p>【対象】 ・せんがわ劇場 【意見】 ・「多機能化」の対象にせんがわ劇場も加えて欲しい ・具体的には「出張所機能」の追加 ・神代出張所と同等の業務をせんがわ劇場の「窓口」で実施する。 ・現在は調布仙川郵便局で代行的に対応してもらえるが、「業務が限定的」（謄抄本、住民票、印鑑のみ） ・かつ異和感あり（なぜ郵便局で？） 【期待効果】 ・目に見えて劣化した行政サービスの改善（仙川地区）のため ⇒せんがわ劇場を利用しない周辺住民には、せんがわ劇場が行政サービスと感じられない。ソフト面（機能面）で改善できるなら、改善すべき。 ・ふるさと納税による「税収損失リスクの低減」のため ⇒目に見えて劣化した行政サービスを放置すると、住民は行政への関与意識がうすいままとなり、結果Amazon商品券等につられて、非居住地の市町村に「納税」することにつながる。 「どうせ行政サービス良くならないし、それなら小山町に納税・・・」 →この悪循環を防ぐためにも、行政サービスに「ムラ」があってはならない。</p>	<p>施設整備を伴わないICT（情報通信技術）等を活用した新たな機能を既存施設に追加する多機能化についても、公共施設見直しの手法の一つとして、検討することとしています。</p>	—

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
27	6章	公民館	<p>【第6章・第11節（2）公民館】について</p> <p>○調布には小規模な公民館が3館あるのみだが、公民館の目的からすると、人々、面積に比して非常に数が少ない。出来るものなら数を増やすのが本来だが、それも難しい現在、見直しの方向性の方針②やⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期の① 当面維持は妥当と思う。</p> <p>○公民館の建物の維持・管理には民間活力活用も可能だと思う。しかし公民館の運営、事業展開は指定管理や民間委託になじまない。行政関与や行政等が主体である必要性が高い施設で、直営である必要がある。市の職員の研修や経験の積み重ねが重要で、市は責任をもって行う必要がある。民間と協力したり、部分的に民間を活用したりすることも、場合によってはありうると思うが、そのためにも職員の力量が必要とされるので、一層研修が必要と思う。その事も踏まえた上で、見直し方針を検討してほしい。</p>	<p>公民館については、社会教育施設の一つとして、その役割を果たすことと併せて、多くの市民が集う場所としても活用されているものと認識しています。そのため、公民館施設については、引き続き、長寿命化に向けて適切な維持保全を実施することとしております。</p> <p>総合管理計画において、公共施設マネジメントにおける基本方針の一つに民間活力の活用を掲げております。民間活力等の活用の考え方として、行政と民間事業者等との役割分担のもと、行政サービスが適切に提供されることに留意しつつ、費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間でできることは民間に委ねるという考えのもと、民間活力等の活用を検討し、取組を進めていくこととしております。</p> <p>民間活力等の活用に当たっては、施設におけるサービスの提供状況などを踏まえながら総合的に検討していきます。</p>	—
28	6章	公民館	<p>項目：社会教育施設のうち、特に公民館についての考え方</p> <p>1. 公民館についての見直しの方向性、検討の視点については概ね是としたい。</p> <p>2. しかしながら、市民意識のアンケート調査においては必ずしも十分な認識が得られていない状況にある。これに鑑み、もう一度原点に戻って、公民館存立の依拠する所の昭和24年制定の社会教育法の趣旨に沿った、即ち</p> <p>①国民に対して戦後の日本社会の民主化と進歩を成し遂げる資質の形成を目指すこと</p> <p>②又、近年においては、学校、家庭及び地域住民相互間の連携及び促進に資することが期待されている。</p> <p>3. 以上の視点から現在の施設が十分活用されるような事業のより一層の展開と努力により、施設の効率を高め、市民の認識の高まることを期待したい。</p>	<p>公民館については、社会教育施設の一つとして、その役割を果たすことと併せて、多くの市民が集う場所としても活用されているものと認識しています。そのため、公民館施設については、引き続き、長寿命化に向けて適切な維持保全を実施することとしております。</p> <p>いただいた御意見については、今後の公民館の事業運営の参考とさせていただきます。</p>	—
29	6章	公民館 図書館	<p>公民館、図書館も民営化にしないで下さい。</p> <p>調布市、図書館の司書がとても相手が何を読みたいのかをキャッチして、すぐさがしてくれました。</p> <p>民営化に反対です、</p>	<p>市では、総合管理計画において、公共施設マネジメントにおける基本方針の一つに民間活力の活用を掲げています。民間活力等の活用の考え方として、行政と民間事業者等との役割分担のもと、行政サービスが適切に提供されることに留意しつつ、費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間でできることは民間に委ねるという考えのもと、民間活力等の活用を検討し、取組を進めていくこととしています。</p> <p>民間活力等の活用に当たっては、施設におけるサービスの提供状況などを踏まえながら総合的に検討していきます。</p>	—
30	6章	公民館 図書館 郷土博物館	<p>①調布市教育機関所管である社会教育施設の公民館、図書館、博物館の民間委託はなじまない。</p> <p>公民館は単に貸施設ではない。</p> <p>公民館保育室は単なる一時預けの場ではなく、子どもにとっても成長の場である。</p> <p>公民館は、いつでも、だれでも、自由に学べる館である。</p> <p>そして、地域のふれあい、つながる、住民にとって大事な社会教育施設である。</p> <p>②公民館の相談機能については、社会教育職員の専門性の形成が大事である。</p>	No29の御意見に対する市の考え方と同様です。	—
31	6章	図書館	<p>図書館を民営にすべきだ</p> <p>5年400億円の入札も2番業社になったと部長がじまんしていた。税の無駄だ</p> <p>入札前に業者が決まっていたとしか考えられない</p> <p>危機感もない システム障害を起こしても報告をしない。確認できるまで6日間もかかるおそまつさである 民間になれば利用者の為に仕事をやる 民営化にすべきだ</p> <p>駐輪場も勝手に中止にした</p> <p>市民無視だ 決定する前に中止にすべきだ</p> <p>公園はもう帰ってこない。市民いこいの場所がなくなった 責任をなぜとらないのか</p>	No29の御意見に対する市の考え方と同様です。	—

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	章	項目	御意見等の概要	市の考え方	意見の反映
32	6章	図書館	<p>第3編「4-1」「施策13 生涯学習のまちづくり」について</p> <p>「市内に11館ある図書館」は、他市町村の例を見てきた目からも、良いレベルの仕事をしてきていると思っています。今後一層の充実向上を望んでいるものです。</p> <p>図書館は、高齢者にとっては、「読書や交流」と限らず、「居場所」としての機能が大きいことも、現場を見れば納得されるでしょう。今後、その機能がますます大事になると思います。</p> <p>図書館が、市民＝利用者にとっても、就業者にとっても、よい施設であるためには、「公設・公営」が原則だと思います。他自治体の図書館で、従業者が正職員・下請け会社の社員・パート、などと錯綜しているために、カウンターから事務室内への意思疎通が円滑でなく、利用者サービスの質の低劣を招いている例をみえています。また、同じ仕事をしている従業者の処遇は等しくすべきです。</p> <p>図書館の民営化は、見かけ上の予算削減であって、そこで働く人の生活を貧しくし、ひいては市民の将来の生活も貧しくします。「公設・公営」を貫いてさらなる向上を望みます。</p>	No29の御意見に対する市の考え方と同様です。	—
33	6章	総合体育館	<p>深大寺総合体育館がありますが、30年近く建っている建物で、初めて行って（靴のぬぎ場所が分からず困りました。一般的には玄関を入ったらすぐに内ばきをはきますが、まったく違っていたので、何とか公共施設を建て直して欲しいです。（きれいにして）</p>	いただいた御意見については、今後の総合体育館の施設整備の参考とさせていただきます。	—
34	6章	駐輪場	<p>・調布駅南地下自転車駐車場の計画見直しについて</p> <p>自転車駐車場の整備を是非進めて下さい。駅前にいくつか駐輪場がありますが、埋まっていることが多く、特に南側に駐輪場の増設をして頂きたいです。市報には「記念樹」と表現していましたが、一調布市民として記念樹という感覚はありません。樹木を撤去し、駐輪場の増設を切に願っています。</p>	調布駅南地下駐輪場の整備については、調布駅周辺のひっ迫した駐輪需要を満たすため、駅前広場の整備に支障がなく、樹木の保全と駐輪場の両立を目指しましたが、その両立が困難であることが確認されたことから、調布駅前広場整備をこれ以上遅らせないため計画を見直すこととしたものです。今後、借地駐輪場の公有化や新たな代替候補地の選定等、駅周辺での恒久的な施設の確保に努めていきます。	—
35	6章	あくろす	<p>●あくろすの会議室の利用がよくないのは、使い勝手や高額料金などが原因ではないか 以上</p>	いただいた御意見については、今後の市民プラザあくろすの運営の参考とさせていただきます。	—
36	7章	集約・複合化	<p>①「小中学校における老朽化対応や地域のまちづくりと連動した建替えなどにおける周辺公共施設機能の集約・複合化や官民連携による整備の検討」について</p> <p>小学校は地域の中心的存在である。未永く今の場所にあるべきである。50年60年ごとの同一敷地内での改築工事にそなえ、広い面積が確保されているべき。その担保が出来るなら、集約・複合化には賛成です。</p>	学校の敷地は各地域において市民がアクセスしやすい立地にあることに加え、まとまった大規模な市有地であることから、児童・生徒数の推移を見据えたうえで、周辺施設の配置や老朽化等の状況も踏まえながら、施設の増改築・改修の際には、周辺施設との複合化・多機能化等を基本として検討することとしています。	—
37	7章	集約・複合化	<p>②「公共施設の集約・複合化、官民連携等を推進していくうえで、総合管理計画の基本方針に基づき、国や東京都の公有地等の有効活用を検討」について</p> <p>公有地等の有効活用を検討に賛成です。その為にも国や東京都の公有地等の所在地の一覧表とマップの市民への公開して下さい。</p>	<p>国や東京都の公有地は、まとまった大規模な土地もあることから、公共施設の集約・複合化を推進していくうえで、官民連携の視点も踏まえながら有効活用を検討する必要があると考えています。</p> <p>国や東京都の公有地については、財務省関東財務局と東京都財務局のホームページで公開されていますので御確認下さい。</p>	—